

学校法人鈴鹿医療科学大学ストレスチェック制度の実施にかかる基本方針

平成28年8月1日制定

学校法人鈴鹿医療科学大学（以下「本学」という。）は、学校法人鈴鹿医療科学大学衛生管理体制規程（以下「衛生管理体制規程」という。）に基づき、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び厚生労働省「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に従って、本学教職員のストレスへの気付きとその対処を支援するにあたり、以下のとおり基本方針を定め、ストレスチェック制度を導入する。

（ストレスチェック制度の目的）

- 1 ストレスチェック制度は、教職員自身のストレスへの気付き及びその対処の支援、職場環境の改善を通じてメンタルヘルス不調となることを未然に防止する一次予防を目的として行い、メンタルヘルス不調者の発見を一義的な目的とはしない。

（対象者）

- 2 ストレスチェックの対象となる教職員の範囲は、一般定期健康診断の受診者で、1週間の所定労働時間が28時間以上である者とする。

（実施体制）

- 3 ストレスチェック制度の実施体制は以下のとおりとする。

- (1) ストレスチェック制度担当者（以下「制度担当者」という。）を置き、衛生管理体制規程第8条第2項に定める議長をもって充てる。制度担当者は、実施計画の策定及び実施の管理を行う。
- (2) ストレスチェック実施者（以下「実施者」という。）を置き、健康管理センター看護師（労働安全衛生規則第52条の10第1項第3号に該当する者または保健師資格を有する者に限る。）をもって充てる。実施者はストレスチェックの実施を行う。
- (3) ストレスチェック実施事務従事者（以下「実施事務従事者」という。）を置き、人事・厚生課職員及び健康管理センター職員をもって充てる。実施事務従事者は実施者の指示に基づき、ストレスチェックの実施日程の調整・連絡、調査票の配布、回収等の各種事務処理を行う。
- (4) ストレスチェックの結果に基づく面接指導は、産業医が実施する。
- (5) ストレスチェック制度の実施にあたって、実施の一部を外部へ委託する場合は、委託先とともに委託先の実施体制を周知する。

（実施時期）

- 4 ストレスチェックは、毎年一定の時期を定めて実施する。

（実施方法）

- 5 教職員がストレスチェックを受ける義務まではないが、専門医療機関に通院中などの特別な事情がない限り、全ての教職員が受けることが望ましく、実施期間中には、実施者が受検の状況を確認し、受検の勧奨をすることがある。
- 6 ストレスの程度の評価、高ストレス者の選定は、「労働安全衛生法に基づくストレスチェック

制度実施マニュアル」(平成27年5月 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室)に示される評価、選定方法により、実施者が行う。

なお、ストレスの程度の評価、高ストレス者の選定を外部委託する場合においても、選定方法は同じとする。

- 7 ストレスチェックの結果は、実施者が直接本人に通知するものとする。
- 8 教職員がストレスチェックの結果を受けて、教職員本人が面接指導の希望を申し出た場合、ストレスチェックの結果は本学へ提供される。本学へ提供されたストレスチェックの結果は、教職員個人の健康管理を目的としてのみ使用し、教職員に不利益が生じるような取扱いは行わない。
- 9 職場全体のストレス傾向の把握を目的に、個人が特定できないよう配慮し、ストレスチェックの結果を分析及び報告書作成に使用する。
- 10 実施者及び実施事務従事者は、ストレスチェック制度の実施を通じて知り得た教職員の秘密(ストレスチェックの結果その他の教職員の健康情報)を第三者に漏らしてはならない。
- 11 その他、ストレスチェック制度の実施にあたり必要な事項は、別に定める。